

## 中世に於ける社寺金融の特別低利率について

伊奈, 建次

<https://doi.org/10.15017/2344455>

---

出版情報 : 史淵. 3, pp.165-187, 1931-12-28. Faculty of Law and Letters of the Kyushu Imperial University

バージョン :

権利関係 :

# 中世に於ける社寺金融の特別低利率について

伊 奈 建 次

- 一、問題の提出。
- 二、特惠的低利率。
- 三、特權的低利率。
- 四、結言

一

奈良、平安朝を通じて存したる公出舉、借貸等の制度は鎌倉室町の時代には廢絶に歸し、前代の私出舉の後身たる利錢出舉なる高利貸商業が代位した。借上、土倉等の商人の勃興は中世經濟史上に於ける著しい現象であつた。之等と共に中世高利貸經濟の上に重要な役割を演ずるものは、社寺であつた。即廣い意味に於ける社寺金融が之である。令の制度によれば神官僧侶等の營利事業への従事は嚴禁せられてゐたのであるが、朝廷の權力が衰へると共に其の規網も弛み、平安朝以來社寺は盛に高利貸私出舉を行ふに至つてゐる。此の趨勢は鎌倉室町を通じて益々盛になつてゐる。そして之等は共濟的意味以上、商業的色彩を多分に持つものであつた。此等を總稱して一般に社寺金融といふ。此は社寺の社會的勢力の増大と併行して盛になつた。廣大なる社寺領を背景とする社寺は經濟上に於ては生産者であり提供者であると共に、消費者であり需用者であつた。金融上に於ても提供者として、即高利貸しとして發達し來ると共に又需用者として、即高利借りとしても中世高利貸利錢資本の流通上

に重要な地位を占めるに至つてゐる。此等高利貸に於ける貸錢利率に關しては、鎌倉時代に於ては最大限度の制限令が出されてゐるが、(建久、建曆、嘉祿及建長等の追加)之によると、利子額は元錢の一倍以上を超過してはならないといふのであつた。此の傾向は室町時代に入つても依然踏襲せられてゐる。永享十二年十月二十六日の本物返質券所領之事なる建武以來追加に於ける規定が之である。即元利一倍の制度である。然るに室町時代に於ては雜令以下格式及新通過が規定する所の一年を期限とする出舉利息元利一倍の利息制限法は漸次其の經濟的實効を失はざるを得なかつた。といふのは鎌倉時代末期以來年計算は主として米の貸借に於てせられ、一般通貨即錢の貸借には月利計算が一般的となるに至つたから。即借證文上に於て見るならば、「一倍過候は」質物を流すといふ事以外に、月利百文に付き、或は一貫文に付何文といふのである。手近くは、東寺百合文書、高野山文書に幾多の例を散見しうる。此處に於て利息制限法の傾向としては、其等の月利の合計が元本の一倍を超過することを禁ずるといふことは、已以前變りはないが、一方直接月利率の制限となつて現はれてくるのである。そして之は土倉等の高利貸商業の發達を背景とすることは勿論である。かくて我々は長祿三年十一月二日の室町幕府の法令が出されてゐることに注目しなければならぬ。之によれば質物利平は擔保物件の種類及流質期限の差異によつて、五文子及六文子(月利五分及六分)であつた。(大日本古代法典)此の法令は一般に向つて出されたらしいものである。次に同年月日附幕府三奉行連署を以て出したる洛中洛外諸土倉利平制限令によれば「所詮於高利者爲衆中一定置嚴密可被相觸」とて、土倉組合内部に於ける平均的利率に關する統制を命じてゐるのであるが、次之より七日後の同年十一月十日に出されたる「定置洛中洛外諸土倉質物利平事」なる法令によれば諸土倉の平均

利率も質の種類及流質期限の差異に従つて五文子及六文子としてゐる。即足利幕府の利息制限は月利五分及六分を以てしてゐる。即長祿三年以後足利幕府の利息制限令は確立せられたのであつた。永享五年十月十三日の制符に動産質取は必ず土倉に於てなし、之以外に於てなすことを禁じてゐるのを思ひ合せ、且又當時の一般の貸借例につれて見る時、如此利率は當時の利率の標準額であつたと考へられる。従つて社寺金融に於ても大體に於て多數の證文に徴して見うる如く此の影響を受けてゐるのであつた。然るに當時の社寺金融の實際を伺ひうる社寺に於ける貸借證文其の他によつて見るに、此の制限令よりも遙かに低率なるもの、例へば月二分乃至四分といふものがある。我々は如何なれば此等の一群が斯くも低利であるかにつれて驚異を感じる。本小篇は此につれて考察せんとするものである。

## 二

之に關し明確なる實證を得ん爲に、三つの史料をならべて見よう。

(い) 東寺百合文書へ二三中、

借請利錢事

合伍百文者

右用途ニハ毎月佰文別陸ノ利分ヲ加テ來八月中ニ慥ニ可致辨償質物ニハ矢野例名文書彼此拾壹通ヲ入置候、若過此約月不致其辨者可被取流此文書候、其時更不可申子細爲後日借文狀如件

建武五年五月一日

沙彌眞倉(花押)

(3) 東寺百合文書に、二三三、(大日本古文書)日吉神物料足借狀案、

(端裏書)「太山反錢引違借書案三文字吉岡祕計」

預申 日吉神物料足事

合貳拾貳貫肆百文書

右件之神、物者所預申實也。但來拾貳月中に太良庄以年貢可有返辨者也。若無沙汰出來之時者、久世植松庄以年貢悉可返渡者也。仍爲後日預之狀如件、

享德元年九月三日

公文所法眼

六綱運署、(名ハ略之)

(は) 東寺百合文書を一一三上、冷泉藏借書案

借請料足事

合肆百伍拾貫文書

右料足者、毎月貫別加貳拾伍文之宛、利平可返辨者也。假當寺東領山城國久世植松兩庄以三年貢、毎年無懈

怠百伍拾貫宛可上之候、但此内於先、利平ニ引之、相殘分本錢ニ且可上候者也。若此契約相違子細出來之時者

彼兩庄ニ入ニ代管ニ可有直務候、萬一此在所相違事候者、當時領内雖爲何在所本利相當之程雖爲何々年ニ可

被押召候、其時一言子細不可申候、次運署衆相違之事雖有之爲當時公用借用之者更以不可及異儀候、次天

下一同雖御徳政於料足者無其煩可致返辨者也。假爲後證借書狀如件

永享十一年八月五日

東寺公文法橋 淨聰

五綱連署（名ハ略之）

(い)例は寺院關係者の借用證文ではあるが、廣い意味の社寺金融に入れうるものであつて、其の利率も月利六分を算してゐる。(ろ)例は「日吉神物料足」を東寺が六綱及び公文所法眼寺の連署を以て、寺領丹波國太山庄よりの反錢に行違を生じ其の缺陷填補の爲に借りたものであらう。此の場合の問題は「日吉神物料足」にあるのである。即吉岡なる者の秘計により日吉神物料足は月利三分を以て貸し出されてゐるのである。(は)例は同じく東寺が五綱の連署を以て冷泉藏より借錢してゐるのである。冷泉藏といふのは恐そらく當時の高利貸商人たる土倉の一であらう。故に一般的利率に準じて、貸出すべきであるのに、月利二分五厘を以て貸してゐる。かくて問題は東寺が五綱の連署を以て、月利二分五厘といふ低利率にて借りてゐるといふ所にあるのである。(い)例が一般的であるのに對し如何なれば(ろ)及(は)の例にあらはれたる利率が特別低利率なのか、そして、此の如き現象は、此の例は一例に過ぎないが、其の如何なる形態であらはれてゐるかを私は問題視するのである。以下私は之等の諸形態を検討し、次で之が持つ意味を究めることゝしやう。

(ろ)例に貸出されたる資本が低利率を以て貸出されてゐるといふのであるから、何故に低利率にて貸出されるかといふことを究めなければならない。即利錢資本の提供に於て、之を一般高利貸と區別する原因は何かといふことである。此の利錢は借る者に對して特惠的利率である。故に此を通じて利錢提供の側より見たる中世金融

經濟上に於ける社寺の特種的地位を伺ひうるのである。今此の證文に直接立ち入る前に見て置くべきものに室町時代に於て貸出され、而も最もよく知られてゐる「祠堂錢」がある。先づ私は其の利率に關する限りに於て之を顧りみて置かう。嘉吉元年九月十日の徳政令には、「一、祠堂錢事、子細同前」即改動之儀あるべからずといふのであつて、利率に關する制限は附加してゐないが、同月十九日發令の徳政令によれば、「一、祠堂錢事、限貳文子、子細同前、但不載祠堂方儀者難被許容<sub>ニ</sub>歟」とあつて、祠堂錢中徳政令を免ぜられんものは利率が月利三分以下のものと限定してしまつてゐる。であるから以後は祠堂錢の利率は月利二分に漸次統一せられて行つたであらうと推測せられる。此と同一の法令は以後享徳、康正、明應、永正等屢々出されてゐる。大永元年十二月の徳政令に至つて益々嚴重をきわめてゐる。之によれば二文子（月利二分）といへども年利に直し二割以下たるべきことを嚴達してゐるのである。此等祠堂錢の利率は嘉吉元年九月十日の徳政令には何等二文子の制限を加へてゐないが如く、事實必ずしも二文子とは限られてゐなかつたらしい。今二三の例につれて見るに、月利三分のものには、土佐吸江寺の祠堂錢（吸江寺文書大日本史料、第八編文明三年九月）、月利二分のものには、東山信光光寺祠堂錢（親元日記別錄文明七年八月十六日）がある。其の他諸寺の祠堂錢二十有餘を見るのである。此の祠堂錢なる文字の意味につては眞俗佛事篇等の説明するが如くであらう。大徳寺黃梅院文書天文廿三年宗勝書狀につて見るも「爲龍雲宗藤藏主追膳<sub>ニ</sub>祠堂錢三十貫文施入之處云々」と云つてゐる。かゝる性質のものであつたが故に低率であつたのも勿論であるが、此は矢張り當時の特惠的低利率の一形態として見ることも出來よう。又其の特別低利率が其の例外稀なるだけに、中世に於ける特惠的低利率の完成せられたる一形態としてみることも出來よう。再び建武以來追加に載せたる嘉吉元年九月十

九日以後發布の德政令につれて見るに、其の第一條に、「一、諸社神物事、付神明熊野講要脚事、不可有改動之儀、但不載其社名者難信用歟」と云つてゐる。付文は享徳三年の德政令に於ては「附伊勢熊野講要脚事」となり、永正元年十月二日の德政令に於ては、「限伊勢熊野日吉講錢」となつてゐる。又康正元年十月廿八日の追加令（享徳元年の德政令に追加したるもの。）によると、「一、諸宗佛事物事年號於貳文子祠堂錢者、任本帳難被准德政法之旨、被定置之處、或限宗體、或論利平之多少、申亂之條太不可然、所詮任先度御成敗、不謂諸宗、至貳文子之祠堂錢者、不及子細敷。」此によつても祠堂錢の利率は全體として低利ではあつたが劃一的であつたとは限らなかつたらしい。此の法令によれば祠堂錢は廣い意味に於て諸宗「佛事物」の貸錢に包含せられるものであつた。即私に前に祠堂錢を他の特惠的利率による特別社寺金融の一形態として見んとしたことの可能性を根據づけるものである。「諸社神物」にせよ、「諸宗佛事物」にせよ、之は廣い意味に於ける社寺金融の中に於て德政令適用の範圍外に立つ特種的金融である。乍然此等「神物」「佛事物」の貸錢は德政令の範圍外にあることによつてのみ特種的といふべきであるか。むしろ之が德政令を免れるのは特種的金融であるが故にと云はるべきではないだらうか。德政令の適用外に置かれることは之を特徴づける一つの現象であるといふべきである。かくて私は此の神物、佛事物の内容と沿革を考へてみよう。

鎌倉時代におゐて見るに、既に早く保元元年潤九月十八日の符に於て諸寺諸山の惡僧の濫行の取締りを諸國々司及其本寺に向つて令してゐる。興福寺、延暦寺、園城寺、熊野山、金峰山等の惡僧等の凶暴は特に禁遏せられなければならなかつた。其の惡行の内「彼三寺兩山夏參（堂衆―拙註）彼岸衆は先達衆人等或號僧供料―加増出

學云々」(滋賀縣史第五卷Ⅱの二) すること其の一項として數へられてゐる。此の禁令は建久三年三月廿二日の宣旨にも其のまゝ受け繼がれてゐる。そして諸社の神人に對しても同様のことが令せられてゐる。又、永仁三年四月二十二日石清水八幡宮への伏見天皇の綸旨がある「興行條々」の一項に「同(石清水八幡宮) 神人等號當宮神物、致舉錢僭上、可停止事」が擧げられてゐる。次で曆應五年三月足利直義の下知がある。圓覺寺規式條々に追加せられて「或於寺中、企利錢借上之計略由、有其間、佛法衰微之基、不可不誠」と云はれてゐる。以下に就て見るに直義の下知狀は別として、前三者は社寺出舉を決定的に禁壓してゐるか否かは少々疑問と思はれる。即僧供料或は八幡宮神物等と稱して營利を營むことを禁じてはあるが、然らば一面本來的には僧供料或は神物の貸借が行はれてゐたか否かも疑問とすればし得ないこともないと思ふ。又此の法令は一面そのまゝ勵行せられたとも思はれない。事實其の反證は多い。そして之は平安朝以來の事である。(例へば百練様長寛元年七月の條) 然し乍ら其等は正當の意味に於ては朝廷側の法律によつては禁止せらるべき性質のものである。此處に於て我々は僧供料と或は神物と「稱して」と云はれてゐる所に注意し、且室町幕府法令に於ては徳政免除の特權をすらも與へられてゐる「神物」「佛事物」の貸借なる言葉をふりかへつて見なければならぬ。少くとも武家側の法制に於ては之が暴戻ならざる限りは社寺の正當的貸借、即神物寺物の貸借は之を原則としては認めてゐるのであつた。今一二其の史料を見るに、親元日記別錄文明十年十月廿二日の布野州の評定がある。「一、等持寺妙祐都官、當寺物百五十貫文三文、文正元閏二辻次郎左原門數秀令借用之、且九十貫返辨相殘分無沙汰云々」によれば、等持寺寺物の名稱を以て貸された貸錢の存在を知りうる。そして之は月利三分であつた。此處に於て、私は前引の日吉神物を願する時に

至つた。日吉神物は月利三分を以て貸出される利錢の一種に對して與へられたる名稱であることを知りうるのである。即、之は日吉社が所有の利錢資本を日吉神物なる名目を以て特惠的利率を以て貸出してゐたのであつた。今此の日吉神物につゐて調べてみよう。親元日記別錄の文明六年二月十日(治河州)山徒佛流院成賢申狀によれば「朝日彌三郎、同三郎兩人日吉神物被借用、河内國都塚等散在田地作入置質券、無沙汰上者、本利相當之間、可直務彼地候由」と見へてゐる戰亂の時代にも之が存続してゐたことを示してゐる。尙其の沿革を求むるに二條天皇長寛元年五月廿九日延曆寺の僧侶、日吉社の神民等の京中猥入し出舉物譴責したる輩を擯進むべき宣旨が出されてゐる等は前に一言した如くであつた。此は其の反證として事實彼等の出舉が行はれてゐることを物語るものではあるが、之は社會秩序を亂るものとして禁壓せられてゐるのである。然るに鎌倉時代に入れば之が貸出されてゐる證文を見るのである。菅浦共有文書(滋賀縣史第五卷Ⅱノ 334)によれば、「申請日吉十禪師、彼岸上分物御用途事、合佰伍拾貫文者、右御用途者、毎月貫別二加伍拾文宛利分於來十一月中仁菅浦村人等之爲沙汰、無懈怠、可致者也。云々……若此御用途萬々懈怠之時者、現條(嚴重)之爲彼岸物上者不嫌權門勢家神社佛寺御領内市津路辻海上於、雖爲何ケ度、彼用途仁相當程可被取見合高質物者也。其時更不可申子細候。仍爲後日龜鏡狀如件、嘉元參年二月十二日、菅浦村人八方大夫」以下八人の連名がある。次に正應四年九月日、山門末寺紀伊國高野寺僧法心の申狀がある。金剛峯寺の惡僧等の濫妨を訴へて、「去七月廿六日夜牽數百人人勢、鎧甲冑帶弓箭、押寄荒川庄内法心の住宅、搜取日吉神物已下資財物等燒拂堂舍佛像已下參拾餘字人屋之條僧徒齊行豈可然乎」と云ひ其の他數々の濫行を擧げ「……然早被經御奏聞、被下綸旨於東寺長者、召

出交名輩、被糺行放火殺害罪科、造<sub>レ</sub>返所<sub>三</sub>燒拂<sub>二</sub>堂舍人屋<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>彼糺<sub>三</sub>返搜取<sub>二</sub>神物、人物、粗言上如<sub>レ</sub>件、<sub>一</sub>と云つてゐる。そして次に相應する別紙注文状を見るに「錢參拾伍貫文 日吉大行事被岸用途也 米廿一名五斗同彼岸米也」とあつて、自己所有に屬する錢十七貫餘及米十石餘とは別筆にかゝげ注進の初筆に書いてゐる。即日吉神物は、日吉大行事被岸用の錢貨を云つてゐるのである。此によれば此の日吉神物は高野寺より日吉社へ上納せらるべきものには相違ないが之が、貸出しせられしや否やは不明である。がとにかく日吉神物なる名辭の一般性を示してゐると共に之が「人物」と對蹠せられてゐることは神物の性質を示すものとして注目すべきことである。そして之が社寺出擧の上に於て一つの名目となつてあらはれてくるのである。此の史料は又社寺出擧としての日吉神物の資本成立の過程を物語る。以下此の「日吉上分物」の貸借と其の利率を見よう。

一、徳治三年二月二日 附借狀「かりうくる日よし上ふんのよるとうの事合五十貫匁利三分 借主千代松丸（東寺百合文書）四六一—四八」

一、徳治三年二月十日 附借狀「かりうくる日よし上分のよるとう合拾貫匁月利三分（右同ヶ四三—四七）」

一、とくち三年六月卅日 附借狀「かりうくる日よし社上分物合拾貫文月利五分借主道くにめうえん外一人（右同又二三—二七）」

一、正中二年十二月廿三日 附借狀「かりうくる日吉上分物よりあい用途合十貫文月利五分とりぬし定範及子息（右同な十六—二三）」

一、元應二年十二月廿五日 舜豪ノ大進注記御房宛ノ執達狀「忍辱山本券手繼宣旨院宣等爲被全相傳所被召公用事合七拾貫文、此内或爲被取出彼本券或爲新熊野御坊修理也、爲巖重日吉上分物之由被開召畢（下略）舜豪奉（三寶院文書）」

一、永和四年十月八日「契約日吉寄合上分物用途事合四拾貫文右件用途質物ニハ山科新新御領内田地壹町三反所入置也（下略）借主法暇榮懷（勸修寺文書）」

以上によつて見るに日吉上分物用途即日吉神物の貸借は月利二分乃至五分にして特惠的低利率のものとならざるものがある。前來に見來たつた如く、鎌倉時代には高利を貪る悪僧等への禁止令等が出てゐるのと合せ考へ鎌倉時代所謂神物は必ずしも原則的に低利であつたとは考へられない。但少くとも其の名目は其の社寺の貸借を合法性ならしめるには役立つたのであつた。然るに鎌倉時代末期の證文例につるて見るに漸次其の特惠的低利率の存在が明かになつて行つたのであつた。此の日吉神物の利錢は鎌倉時代に至り合法的社寺金融の一種として其の存在を確立し、其の特惠的利率をも生じ遂に室町時代に至つて之を確立したものであつた。日吉神物は日吉上分物とも呼ばれ得た限りに於て、私は他に之と同列に考へうるものを求めるに「園城寺護法社上分」(曆應四年八月廿九日、沙門惠鎮寄進狀滋賀縣史第五卷一七八頁)、「熊野山上分物利錢月利七分」(正安四年九月廿日太郎等ノ借用狀東寺百合文書エ三八—四五)等があり、又佛物出舉なる名目に關て見るに、高野山文書續寶簡集七〇七號の僧榮覺田地去狀に「……安平(名)持禪寺之出舉之代、以彼地(荒川庄河津田半分)令辨入了。然榮覺辨進彼之佛物出舉、而以彼田、奉出渡新太夫殿半分實也……仁治三年九月十五日僧榮覺、安平は相傳所有の河津野田半分を持禪寺より受けた出舉の代に辨入したのである。然るに榮覺が其の出舉即佛物出舉を辨進して彼の半分田に對する處分權を獲得して、之を處分したのである。即此處に注目すべきは持禪寺の佛物出舉と云つてゐる事である。次で室町時代に於ける社寺關係の借錢證文例につるて見る。東大寺文書所收文和二年六月十九日東大寺目代宛性惠の書狀に「富田虎武名關所同所同名驛家田壹町請所在之故惠一法限以此等爲質物令借用枋伽院之公物候……」此には利率を明記してゐないが、次に應永三年九月十日公文法寂の借用狀「借請用途事合參拾貫之者、此内二十貫文者西御所御一獻分造營方十

貫文者公領方(半分造 營方 半分四寄合) 右雖爲<sub>二</sub>豊前阿闍梨、御影堂造營寄進料足、依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>急用<sub>一</sub>滿寺加評定<sub>二</sub>所被借渡也、毎月加<sub>二</sub>貫別、參拾文、宛利<sub>一</sub>、辨來秋女御田辨四方收納時闇<sub>二</sub>先用<sub>一</sub>、最前可<sub>二</sub>返辨<sub>一</sub>……」(東寺百合文書ひ五〇——六〇上) とあるのは御影堂造營の爲に寄進された造營費の中から借用してゐる、そして之の利率は月利三分である。又文安四年極月廿四日谷上院主坊評定事書案、(高野山文書又續寶簡集一三九號) によるに、「一、湯屋修造料足、坊別五百文宛三文子可被預ケ申事、」とあるのは同文書一四三號乃至一四五號文書と比較し合考するに、強制的に貸しつけられてゐたのではないかと思はれる。即借主は出學を受けさせられるのであつて、一種の僧侶の本寺に對する租税的負擔となつてゐるのではあるまいか。恰も上代に於ける公出學の如くに。とまれ造營料足或は修造料足を其の本來の目的に消費する以前利殖の目的を以て貸し付けたのである。そして之等は佛物出學なる名稱を以て呼ばれてゐる寺院の利錢と同一の利率である。即之は造營料足或は修造料足といふのが其の性質に於てとりもなほさず佛物であるからである。造營料足といひ修造料足といふのは佛物用途の中に含まれ、其の本來の使途明白なものであるから、其の使途に従つてかく呼ばれてゐるのであらう。以上室町時代に於ける此等造營或は修造要脚の貸錢は低利であるが、其の貸錢の名辭の鎌倉時代に於ける沿革を求めるに、其の一例を康福寺に見うるのである。建久六年、二月廿日清原の私領畠地の去狀(東大寺文書五、大 日本史料四篇の五) に「右畠地、元者清原末遠相傳領掌之地也。而康福寺修理米借負不致<sub>二</sub>其辨<sub>一</sub>間、利辨巨多也」とある。此の貸借された康福寺修理米に關しては其の利率を明記しないが、「并巨多也」とあるのを見れば當時一般の高利に準じてゐたのではないだらうかと考へられる。此の推理にして許されるならば、如此修理米等の貸借も、鎌倉時代に於ては、其の合法性は認められるにしても

未だ猶利率上に於ける特種性は無かつたのであらうと考へられる。そして之が前引證文に見るが如く室町時代に入るに從つて、遂に特種利率を確立して行つたのではないだらうか。先述の日吉等の神物に於て見たるが如くかく修理用途等を佛物用途の一種に見來る時、平安朝時代を通じて修理用途と併び稱られるものに燈油料等があるが、之に關しても鎌倉時代に於て貸借せられてゐるのを見うる。勝尾寺文書（大日本史料第四編の十五、七六〇頁）田貳段の永作手の質流狀を見るに「右件田、元者友弘先祖相傳所領田也。而今勝尾寺御燈油米借用仕候後、相續依<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>早損<sub>一</sub>、于今未<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>其辨<sub>一</sub>……」故に質流とすることがあつた。此の例は米であるが、其の名目に關する思想に於ては錢に關すると同様であり、此の米より錢に移つて行つたものではないだらうか。以上之等を廣く佛物用途と云ひ其の利率は以下に列擧する室町時代神物佛物の出擧に於ける諸例と考へ合せるに、室町時代に入るに從つて特種低利率を確立して來たと思はれるのである。

そして此の關係は神物の場合に於ても同様である。保元、建久、兩度に於ても諸寺に宣旨が下されると同様之に相伴つて諸社にも下されてゐる。又肥前國河上社に於ける貸借例（新編追加）を見うるのであるが、下つて建武元年甲戌卯日廿七日尼妙智等の借用狀（大日本史料第六編第一卷所引大和國古文書）に「借<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>神物用途事、合貳貫文者、右件錢者、貫別百文別、加三文之利分、可<sub>二</sub>返辨<sub>一</sub>、但於<sub>二</sub>質物<sub>一</sub>者、幸井法花院西浦畠一處、口四間本券文差置之者也……」と。此は恐らく東大寺八幡宮の神物を借用に及んだものであらう。又東大寺の例につるては神戸市史所收東大寺文書年號不明（室町時代初期ならん）二月十日別會五師素憲書狀によるに「播州福泊關務之僧、當社神物借用申候之間、末季頭衆致其沙汰候之處云々」と見へてゐる。其他室町時代に於ける佛物用途に包

含せられうる特種名稱を以てせられてゐる貸借例を見よう。

應永元年十一月十五日 附預狀 預申御忌日料足 合本壹貫文 四文子(月利四分) 守全(輪王寺文書、大日本史料第七編、卷九〇二頁)

應永三十一年十一月十日附借狀「契約申尾張國分寺内本妙興寺領事……雖然依<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>要用<sub>一</sub>。妙興寺佛物用途伍

拾貫文借用申處實正也、一年中に貫、別、錢、百文、宛相<sub>ニ</sub>副利本<sub>一</sub>、本利相當之間諸公事等一圓に可有<sub>ニ</sub>御知行<sub>一</sub>候云々」

と一年十ヶ月とすれば月利四分。(妙興寺文書、古文書乙所收)

文明十一年十一月廿八日 附條々 長福寺佛殿奉加錢の貸錢は其の條々によれば三文子。(長福寺文書)

文明十三年八月四日 附借狀「借申御論義料足事、若衆右料足者、毎月貫之別に、三十文宛、加利平來十二月廿四日

已前に必々可返辨候。……」(東寺執行日記、榮増備用狀) 等々、神社の場合では利率を記載せるものは、未ば見出さなが奉行

人等が造營寄進の料足を借りるのを禁ずるといふことが追加せられてゐる。

前述の如く此等神物及佛物用途の貸借に對しては室町幕府の法令に於ても祠堂錢に對するが如く二文子とは限

定してゐないが、何れも上記の契約には徳政ありとても債務の履行に關しては移動なき旨所謂徳政文言を加へて

るのである。そして徳政文言の理由として神佛物用途なればとの意味を強調してゐる點は一般徳政文言と異り

注目せらるべきである。然し之等も利率に關しては祠堂錢の二文子を標準としてゐたのではなからうかとも推考

せられる。

以上私は神物或は佛物と呼ばれた合法的社寺金融の特別低利率が室町時代に入るに従つて社會的に確定性を持つに至つたことなどを見來たつたのである。扱如此く貸主として當時の金融上特惠的低利率を以て君臨した社寺

は又同時に借主としても此の特権を享受し得たのであつた。以下之につゐて述べ、最後に兩者の思想的基礎を明かにしたい。

### 三

以上述べ来たつた如く「神物」「佛物」出舉等の名稱を以てする特種的利錢組織を以て中世金融上に特種的地位を占めるに至つた社寺は、其の經濟的背景、及精神的背景とを以て、需用の立場にあつても特種的地位を獲得したのであつた。提供の場合に於けると同様、一般高利貸利錢に融通を仰ぐと同時に、之等より特別なる低利率を以て借り入れたのであつた。以下之が如何なる形態に於て現はれてゐるかを見よう。此の場合の特別低利率は提供の場合に特惠的といふならば、此は特権的とも云はれるであらう。前引の東寺が冷泉藏より借り入れた證文によるに冷泉藏とは當時の高利貸商人たる土倉の一である。其の冷泉藏より東寺は五網以下の連署を以て寺家の公用の爲に借り入れてゐるのである。そして、寺家の公用の爲に借り入れるといふことは此の連署衆の中の一人の相違に關せず此の債務の確實さを保證することの理由とされてゐる。此の寺家の公用の爲に借りることが、又同時に特権的低利率を生ずる原因と見うるか否かは是のみにては斷言し得ないが先づ以下に、此の證文面に見うる所の低利率を以てする寺家の公用の爲の借錢といふことは、如何なる思想系統の一表現であるかを吟味して見よう。之には此の證文に於ける二つの手がかりから論を進めることとする。即東寺其の他社寺に於ける低利借用例及び「寺家の公用」なる名辭を以てせられたる社寺の貸借例を求めて見ることとする。此より先應永卅年十二月東寺の兼遍及衛門次郎は連署を以て東寺領久世植松供料を質として「借請用途事、合五貫文者燈油之足、右用途者

毎月貫別に加、三十文宛、利分云々」(東寺百合文書ア一七——三六)にて借りるところあつた。即燈油の費用として借錢してゐるのである。次に先引の永享十一年八月五日の冷泉藏借書案、及翌年十二年十一月二日には同じく公文淨聽及五綱の連署を以て合貳百貫文を毎月貫別二十文宛の利分を加へて借りてゐる。(東寺百合文書戸七一——七九) 其の他數多の借用狀を殘してゐるが、明應九年十二月三日の借用證文によるに「借用料足之事、合四拾貫文者、右料足者、加、寺家、大法、三文、利平、明年十月中に本利悉可有返辨候萬一無沙決之儀有者寺領等柳原地子相當之間、被押取、嚴密に可有算用候、假爲後日御奉行衆之判申載之者不可有相違候、假狀如件、明應九年十二月三日代官祐春(花押)觀音院等六綱の連署」(東寺百合文書三三下——二九上)とあり、又天文十五年九月十三日の五綱連署の借錢證文に「借用料足事、合五貫文者、右一所借用實正也、如、寺法、三文、利平、以自分土貢相當可被押取候、假借狀如件」、即五綱評定を以てする「寺家の公用」の爲にする借錢の利率は月利三分を以て寺家の大法と稱してゐるのである。然るに他方に於ては東寺の借錢には數多高利率を數ふるものがあるのであるが、其の間にあつて寺家の大法月利三分でありうるものは、東寺に於て借錢に關する永續の特權が保持せられてゐたことを示すものであつて、其の特權を以て低利率に借用し來たつたのである。以上のみによつて見ては未だ何が故に低利率を以て借用しうるの根據が存在しうるかにつては答は得られないのであるが、此の特權的低利率を以て借用してゐる場合の目的を示すものは燈油の足の爲であることが僅かに知られる。其の他數多の史料が存するが、手近く今一つ東大寺の例を見るに嘉暦三年八月廿四日の東大寺衆徒の議事案がある。一兵庫關雜掌中、爲、關、東、使者、糧物、以、關、月、宛、爲、二、文、入、之、利、分、三、借、用、之、由、承、之。然者爲、雜、掌、令、借、下、一、就、每、月、運、送、可、爲、調、達、之、間、如、此、望

申也云々」とあるのは關東使者糧物支辨の爲に東大寺が借錢してゐるのである。當時東大寺は寺領兵庫關の關稅徵收權を興福寺と争つたので其の爲に使者を鎌倉へ派遣した時、其の費用支辨の爲に借錢してゐるのであつて、同様に元弘以來京師への使者の糧物費の爲に三文子乃至四文子を以て借りてゐる。其の他天皇の元服、神樂料足等の費用の爲、即元弘三年十一月廿一日の借券に云ふが如く「寺門大事借物」として借錢してゐたのである。次に公用なる文字につれて見て行くに石清水八幡宮書所收の石清水八幡宮領攝津國木代庄年貢算用狀によるに「御公用錢貳佰拾參貫七百八十文

文明六年甲辰自拾一月借錢

八拾參貫三百七拾五文 文明十七年到十月十三ヶ月  
利平三文子

貳拾貫文 文明十七年八月に御借錢

壹貫八百文 同至拾月三ヶ月利平

(中略)

文明八年六月 日

池田若狹守

正 種 (花押)

進上預所殿へ

御公用錢上納の爲に三文子を以て借用してゐることが分るのである。御公用錢とは此の場合社領よりの年貢を指すものである。神社領よりの年貢は又當時神用とも云はれてゐた。即滿濟准后日記應永廿四年四月九日、賀庄

百姓還住之事を説ける所に、「多賀郷百姓令還住耕作事、早々致<sub>三</sub>其沙決<sub>二</sub>可<sub>三</sub>全<sub>二</sub>神用<sub>一</sub>」<sub>二</sub>旨被仰出<sub>一</sub>と云はれてゐる。然るに當時神用（寺院の場合なれば寺用、即東寺百合文書ホの元應元年六月の東寺領播磨國矢野庄置文に「寺用支配事」とあるのは、矢野庄よりの上分年貢を指してゐるのである。）なる言葉は神物、寺物とも同意義に用ひられることもあり、頗る廣い意味を持ち一般に用ひられる言葉であつた。貞永式目にも屢々見られる。或る場合は社寺の財貨を指し、或る場合には社寺の經費を指す。其の一般的な文字と其の意味は社寺の借錢上にも強くあらはれてくるのである。其の場合「神用（寺用）秘計」と云はれて來るのであつて、其が指示する内容には關するごとくなく其處に一つの特種的名目を構成するのである。恰も近世徳川幕府執政時代に「上の御用（或は單に御用）が其の内容、使途に關することなく特種の名目であつた如く、小規模ながら之に類する特種の意味を持つものであつた。當時社寺が金融を仰ぐものは一般高利貸商人、廣い意味の社寺出舉、及社寺領民からであつた。此の三者に通じて、「神用」、「寺用」なる特種的名目は用ひられるのであるが、其の場合に於ける利率を見よう。北野神社は嘉吉元年二月以來、數回に亘つて、當時の高利貸商人たる土倉正實より借錢してゐる。寶徳元年十月 日正實は其の債務の履行を訴へ出てゐる。北野社家引付寶徳元年十一月十六日の條に、正實坊行運の自安狀副進の契狀が出てゐる。之によれば

目 安 正實行運證言上

北野社領加賀國笠間保事

副 進 六通借狀

一通契狀

右彼社領者去嘉吉元年二月廿二日契狀見之然者爲<sub>一</sub>神用<sub>一</sub>、要脚現錢六百貫文分松梅院令<sub>一</sub>借用<sub>一</sub>者也、扱質物彼笠間保併逃仁、<sub>二</sub>ケ所入置之間、本利相當之間者、令知行可算用之處に號德政則押取不能返辨之條、緩怠至極也、縱雖<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>德政、於<sub>二</sub>人借<sub>一</sub>者可被任<sub>二</sub>御成法<sub>一</sub>給候處、<sub>三</sub>至<sub>二</sub>神用<sub>一</sub>借物<sub>一</sub>者、泥<sub>二</sub>人借<sub>一</sub>類<sub>一</sub>可破之希代所行也、然間本質券に入置去渡笠間保不然者逃質可渡<sub>二</sub>ケ所敷<sub>一</sub>之御法之段前代未聞造意也。所詮所被任<sub>二</sub>借狀<sub>一</sub>之旨、成下嚴重之御成敗爲令知行粗謹言上如件

寶徳元年十月 日

此の證文によつて見るに先づ正實と北野社との貸借關係が神用の爲に成立してゐるものなることを物語つてゐる。之を理由として、此の借錢は德政の適用範圍外にあるべきことが要求せられてゐる。それは此の神用たるや人借に對照せらるるものであつて、人借は一般高利貸的利錢であるから德政令に任すべきも、神用の借錢は德政令といふが如き人的規範に超然たるべき意味合のものであるとしてゐるのである。恰も特種的利率を生じた社寺の貸錢の場合に於ける神寺物と僧侶神人の私物との區別と同一思想の表現である。此の契狀によつて貸借上に使用せられる「神用借物」なる名目が如何なる性質のものであり、此の名目が其の債務關係を如何に特色づけるかは伺ひうるが如き場合に於ける利率につては今一例を見る必要がある。北野神社領丹波國舟井庄代官職事なる證文によるに

「一於<sub>二</sub>神用<sub>一</sub>秘計<sub>一</sub>者任<sub>二</sub>社例<sub>一</sub>雖可爲<sub>二</sub>三<sub>一</sub>文子別而依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>申談子細<sub>一</sub>、可爲<sub>二</sub>四<sub>一</sub>文子<sub>一</sub>候、然者十一月中以<sub>二</sub>三<sub>一</sub>和市<sub>一</sub>算用

可申候

右條々斷不可有相違候（下略）

延徳四年七月廿九日

遊西軒等豫（花押）

神用秘計即神用借物の利率は月利三分であつて、之を社例としたのであつた。但し此の證文によれば申談子細によつて四分が要求せられてゐる。此の先例をなすものとして見られるのは、同書寶徳元年十月十九日金臺寺燈油料貳貫文借用申「三文子也」同閏十月廿七日「刀金方貳貫文置之利三文子」などがある。扱等豫の代官職請文は代官としての職掌を示すものであるが神社の萬一の場合に於ける神用秘計は代官の職掌の一つであつたことが分る。高野山文書應永廿四年十二月五日の兩所十聽衆評定事書案」にも「蓮花乘院修理之時借錢之事、先々會行事地下へ有下向、番頭公文代、庄家、涯分料足可致其沙汰之由可被仰付事」とあるが如く、社寺の會行事の如き者が地下へ下向するのであつて、之と同様に代官等の者は其の衡に當つたのであつた。前のは高利貸商人から借りたのであつたが、如此く領民から借りる場合もあつたのである。（代官職請文に多く見うる。）が何れにするも問題は借る方の側にあるのであつた。以下かゝる例について見るに、親長卿記明應三年七月十四日の貞清申書狀にも鴨社領濃州梅原庄代官職の事があつた「祐躬祐言等、社務之時、爲神用、就被致秘計、爲社家、依執申被成勅裁了」とある。又延徳二年十月十四日の布施左衛門太夫宛の親繼の書狀にも「爲神用、先年秘計料、足事三百五十貫文」と見へてゐる等、かゝる名目を以てせられる場合は幾多の例を持つのである。而して如此神社或は寺院の爲に代官が秘計する場合の低利につれて、物語つてくれるものに寶鏡寺文書所收嘉吉元年七月沙彌性心の同寺領

遠江國淺羽庄御代官職の請文がある。……同御、公用錢之事、盆前參拾貫文幕前伍拾貫文、其外、隨時、可致秘計、但月充外秘計者七月訖之、利平、加三文、可致勘定候……とあるのは御公用錢の秘計は七月以後の利平は月利三分であることを示してくれる。かく見來たつて我々は月利二分、三分、四分等當時としては比較的低利を以て借用せられたる「神用」「寺用」の爲にする借錢があつたことを知りえたが、神用寺用とは之が金融上に重要な意味を持つたのは、之が一つの名目として存在する所にあるのであつて、心ずしも其の内容の種類に立入ることを必要としない。が其の内容を具體的にふりかへれば矢張り社寺の儀式費社寺用の爲にする人的物的の費用を包含するものである。されば前述の低利借錢は明確に「神用」「寺用」として借錢するものなることは記載してゐないが、低利であるのは左様の意味が強く背景をなして來てゐることを知りうるのである。

以上中世に於ける社寺の特別低利率につゐて概觀したのであるが、此は又同時に當時の特別低利率が其の基調として神物及佛物用途の貸借であり、神用寺用の爲の貸借に於ける利率であるといふことによつて、其の低利なる理由に關する一つの答は與へられるのである。乍然、經濟的事象は政治的及法律的統一が全き場合に於てすら猶且、幾何の例外的事象は必ず存するものである。さてや本論に於て問題とせる時代は不統一なることを其の時代的特色とする中世である。以上の低利率に關してなしたる展望は一つの例外を無からしめようとしても、之は之自體に於て既に不可能事であらう。應永九年三月十日教賢等の借用狀に「借請、寺物用、途利錢事、合參拾貫文者、利分毎月貫別六十文宛、右件佛物用途者爲、東寺、公用、所令借請也云々」(東寺百合文書さ一——七止)又京都東山御文庫記録(大日本史料第八編所收)文明九年十二月十三日鴨太神宮領美濃國梅原庄代官職の契約狀の一節

に「一、爲神用、毎々有社家借錢之儀者可爲五文字、然雖時天下一同之徳政不可有煩、於彼秘計者對當社々務遂算用可被引取之云々」と見へてゐるが如きは、其の「寺用」「寺物用途」「公用」「神用」等の名稱の存在は知りうるも利率の上に於ては何等特種性を見ない。之につては今一步の推理が許されるならば其の時、其の所に於ては特種的であつたかは分らないが、少くとも全體の上から見ならば一般高利貸利率と略相等しい。之等につて云ひうる所は社寺の名目的特種金融といへども矢張り利錢の範圍を出でない限り其の名目は之を持つにしても、利率に於ては一般利率に準することもあるも又已むを得なかつたと云ふべきであらう。而も猶徳政令との關係につて見るならば、其の適用免除は神物であることの理由を以て許されてゐる。此の關係は永祿十二年二月廿三日の下知狀によつても「大山崎八幡宮神人等、對方々輩口入米錢質物以下事、依神物、不可准徳政之段先御代御下知之旨彌不可改動之由所被仰下也。仍下知如件」とあるが如く末期まで持續して來てゐる。が之は反證的事實の存在を物語つてゐるのである。乍然之は社寺勢力の失墜に伴ふのであらう。猶社寺金融と徳政との關係につては他日に譲りたい。

四

次に此の社寺の低利金融の沿革及低利率でありうることと思想的根據につて考へよう。廣い意味の神物用途は其の内容より推して三寶分である。天長元年五月廿三日の延曆寺禁制式によるに（滋賀縣史第五卷三九頁）  
 「三寶。其佛分用レ造佛堂塔殿、其法分用レ造經典法聞、其僧分諷誦料物云々」と見へてゐる。此等のものが佛物として數へられるものである。そして之を貸借利殖に利用し、之が合法性一般性を持つに至つたのは鎌倉室町

時代であるにせよ、若し之を貸りて其の返辨に關する訓練は既に早く延曆禁制式にも見うるのである。山家の佛子等が病死せし場合に於ける其の遺産の處分につゐて「……先報<sub>二</sub>負<sub>一</sub>佛<sub>二</sub>債<sub>一</sub>資<sub>二</sub>、次宛<sub>二</sub>看<sub>一</sub>病者<sub>二</sub>、然後可有<sub>レ</sub>財物資具當<sub>二</sub>均分<sub>一</sub>上<sub>二</sub>於<sub>二</sub>三寶<sub>一</sub>（佛法僧）」と見へてゐる。佛に負ふ債務とは即佛物用途の借用である。之は何よりも先に返辨せられねばならない。又日本靈異記以下佛教說話の文學には如何に多くの佛債返辨に關する眞劍さが語られてゐるか。我々は其の余りに多きに驚く。之等は事實に於ても借主の心に深く印せられる所であつたのである。時代は下るが桂林寺文書慶長十八年新左衛門の御こけん（權現）様の米一斗余の借用狀にたとへ國替徳政ありとも少しも如在せば「御こけんさま御はちあたり可申候」と云つてゐるのは其の思想の貸借上に於ける表現である。如此返辨の確實性は低利融通の possible の條件となるのである。其の他平泉博士も言はれる如く領主の保證もあつたであらう。及此の低利率可能は其の統計は許されないが、社寺に於ける莫大な利錢資本の蓄積と、中古以來社寺が持つ宗教的經義的（諸種の經論に見らる）及歴史的結果によるものであらう。

中世社寺は盛んに金融を營んだ。而して其の最も重大なる金融上に於ける特種的地位とは何ぞや。宗教的經濟的勢力を背景とせる上述の如き低利率貸借こそその最なるものである。——一九三一、九、二六——

本論をなすにつゐて最も參考とした論著は、宮崎道三郎博士「質屋の話」(宮崎先生法制史論集)三浦周行博士「足利時代の徳政」(續法制史の研究)平泉澄博士「中世に於ける社寺と社會との關係」金澤理康氏「我利息法に對する支那法の影響」(早稻田法學第十一卷)三上參次博士等「社寺領性質の研究」(東京帝大紀要第一卷)